

札財第 17 号
平成29年（2017年）10 月 6 日

各 局（区）長 様

財 政 局 長

平成30年度予算の編成について

平成30年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分に御理解のうえ、予算に関する見積書等を提出してください。

記

1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

わが国の現下の経済状況を概観すると、札幌市を含めて雇用・所得環境の改善が続くなか、景気は回復していくことが期待されているところである。ただし、先行きについては、海外経済の不確実性に留意する必要が指摘されている。

こうした状況のもと、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」に基づき人材への投資を通じた生産性向上を進めることとしており、地方財政においては、地方一般財源総額について、平成30年度までは平成27年度地方財政計画と実質的に同水準を確保するとされているものの、地方自治体の基金残高増に着目した見直しが議論されているところである。

このような制度面の環境変化に加えて、平成28年度の国の決算において国税収入が7年ぶりに前年度決算額を下回るなど、平成30年度の地方交付税の総額確保については非常に不透明な状況である。

札幌市の財政状況については、平成29年2月に更新した「中期財政フレーム」のとおり、依然として義務的な支出である扶助費の増加や、市債発行額の増による公債費の増加が見込まれる。加えて、国の方針変更により、地方債に対する地方交付税措置の縮減が続いており、公債費に係る本市負担の大幅な増加が見込まれるなど、前述の地方財政全般を巡る動向や見通しも踏まえると、平成30年度を含めた今後の財政見通しは全く楽観視できないものと認識している。

2 予算編成の基本的考え方

札幌市は、人口減少・超高齢社会というこれまでに経験したことのない時代の転換

点を迎えようとしている。このような社会の変化に的確に対応するため、「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」（以下、「アクションプラン」という。）に掲げた計画目標の達成を加速すべく、「まちづくりの取組」や「行財政運営の取組」を着実に推進していく必要がある。

さらに、将来世代に過度な負担を残さず、かつ将来の財政需要に対応できる力を確保するための適切な市債・基金の残高管理にも努め、「中期財政フレーム」に沿った、バランスを重視した財政運営を行わなければならない。

一方で、「アクションプラン」策定時から一定の期間が経過し、変化する社会・経済情勢や市民ニーズに対しても適切かつ迅速に対応する必要がある。

特に、喫緊の課題である子どもの育成支援や、女性の活躍推進に向けた取組に加え、都市の活力や魅力を生み出す経済活性化、民間投資誘発及び観光振興の取組については、しっかりと財源確保したうえで、積極的に資源を配分していく。

以上を踏まえ、平成30年度予算編成における基本的な考え方は、以下の4点とする。

(1) 「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」に掲げる取組の推進

平成30年度予算は、市長の1期目最後の本格予算であり、「アクションプラン」に掲げる計画目標の達成に向けた取組を着実に実施する。

(2) 喫緊の市政課題への柔軟な対応

社会・経済情勢の変化や、喫緊の市政課題に機動的に対応すべく、以下の施策に資する事業については、平成30年度予算における重点分野と位置付け、財源的な裏付けを含めて精査のうえ、しっかりと予算計上を行う。

○ 子どもの育成支援

学びの充実や、子どもが抱える貧困への対応などの取組

○ 女性の活躍推進

子育て環境の更なる充実や女性の就業支援などの取組

○ 経済・雇用

都市の活力・魅力を向上させ、民間投資を誘発する取組

(3) 局マネジメント強化の推進

政策課題や市民のニーズを真に把握しているのは、市民と直接向き合う各局であるという観点に立ち、各局の自主的な見直しを支援する財政措置を、昨年度に引き続き実施するとともに、局マネジメントによる弾力的な事業運営や市民ニーズに即応した事業構築を支援するため、平成30年度予算においてもシーリングは行わず、

加えて「アクションプラン」期間中を通じて柔軟に財源を調整可能とする仕組みを推進する。

(4) 平成30年度以降を見据えた事業の選択と集中

喫緊の市政課題に機動的に対応する一方、今後の財政見通しはより厳しさを増していくことから、平成30年度以降も持続可能な行財政運営を継続するため、「アクションプラン」計画事業や既存事業であっても、手法や効果の見極めによる事業の組換えや経費圧縮に取り組む。

また、平成30年度以降の事業実施にあたっては、次の視点に基づく検討を各局において行う。

● 平成30年度編成から取り組む事業実施検討の視点

- ・ 現状分析を前提とした、客観的な統計データ等に基づく必要性や効果の検証
- ・ 部局間の垣根を越えた、サービスを受ける市民の視点に立った事業の再構築
- ・ 大規模事業については、市民の安全確保に資する事業や税源涵養、民間投資誘発等の投資効果がある事業に厳選
- ・ 市有建築物の整備にあたっては「札幌市市有建築物の配置基本方針」の考え方等を反映
- ・ 施設整備を行う場合、必要最小限の規模・仕様としPFI等民間の資金・能力の活用を積極的に検討

3 予算編成にあたっての留意事項

(1) 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成29年度の決算見込み、国の概算要求、社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過少見積りとならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に努めること。

特に、収入未済額の圧縮に向けて別途指定した歳入については、担当部において収納率向上計画を作成のうえ、収納率向上対策を強力に推進すること。

ア 市税

市税収入は札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については、「アクションプラン」の趣旨を踏まえて、より一層の向上に向け鋭

意努力すること。

イ 負担金、使用料・手数料及び諸収入

数量等について、十分調査のうえ的確に見積もること。

また、利用者数が減少している施設については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析のうえ、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。

特に「アクションプラン」において、受益者負担の適正化を検討することとした項目については、方針に従い予算に反映させること。

このほか、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（市有資産）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は掲出する広告事業を積極的に実施するなど、職員の創意工夫による新たな財源確保に努めること。

ウ 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整を行ったうえ的確に見積もること。

また、補助事業に係る超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替は厳に慎むこと。

エ 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整のうえ見積もるものとするほか、「アクションプラン」に沿って、今後、札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。

オ 市債

公債費の増嵩が財政の圧迫要因となっている現状に鑑み、また、市債残高の減少を図り、将来世代に過度の負担を残さないためにも、要求にあたっては、「アクションプラン」計画事業については、プラン策定時の市債額に、別添の「平成30年度予算見積書等作成要領」（以下、「見積書等作成要領」という。）に基づき、財政部において所要の調整を行い設定する要求枠を上限とし、さらに事業費

の圧縮などによる発行抑制に努めること。また、それ以外の事業においても、要求においては市債の発行を最小限にとどめるよう工夫すること。

また、財源的に有利な起債である公共施設等適正管理推進事業債の活用について積極的に検討すること（詳細は別紙「公共施設等適正管理推進事業債の活用について」を参照）。

なお、対象事業としての適否及び計上額については、必ず財政部企画調査課に事前協議のうえ見積もること。

(2) 歳出について

平成30年度においては、「アクションプラン」の取組を加速するとともに、各局による局マネジメント機能の更なる発揮を推進するため、昨年度に引き続き局マネジメント枠を設定する。

各局においては、部局間の連携はもとより、市民、企業、NPO等との連携や自主的な活動の促進により課題に対応する「市民力」の結集や、複雑多様化する市民ニーズに的確に応える「市民感覚」を大切に事業構築に取り組むとともに、限られた経営資源で最大の効果を挙げる為、選択と集中をより明確化したメリハリのついた要求を行うこと。

ア 要求区分

予算要求の区分は「一般経費」、「政策経費」の2区分とし、一般経費において局配分枠、政策経費において局要求枠を設定のうえ、この2つを合わせて局マネジメント枠とする。

(ア) 局マネジメント枠対象経費

a 「政策経費」（局要求枠）

政策経費における各局の局要求枠は、「アクションプラン」において平成30年度事業として認められた事業に充当すべき一般財源額及び市債額に、「見積書等作成要領」に基づき財政部において所要の調整を行い設定する。

b 「一般経費」（局配分枠）

一般経費における各局の局配分枠は、平成29年度予算における一般経費充当一般財源額に、「見積書等作成要領」に基づき、財政部において所要の調整を行い設定する。

c 局マネジメント枠対象経費にかかる留意事項

各局のマネジメントにより、局要求枠と局配分枠を相互に調整することができるものとする。

また、「アクションプラン」計画期間中の弾力的な事業運営や市民ニーズに即応した事業構築を可能とするため、昨年度に引き続き局マネジメント枠の年度間調整を認める。年度間調整を希望する場合は「見積書等作成要領」に基づき、別途財政部が指定する様式を提出すること。また、年度間調整の適否は提出様式をもとに財政部にて決定する。

各局においては、新規事業やレベルアップ事業については、予算編成の基本的考え方に沿って十分に検討すること。また、既存事業についても、市長が施政方針に掲げる「市民とともに不断の改革を進める街」さっぽろの実現のために、下記の4つの見直しの観点からゼロベースでの見直しを行うこと。予算編成においては、これらの留意点を含む様々な観点から財政部において確認し、特に政策的経費においては必要に応じて調整を行う場合があるので留意すること。

● 既存事業に関する4つの見直し視点

視点1 必要（有効）性

時代の変化等に伴い、必要性や効果が薄れていないか。

視点2 担い手

民間事業者や地域団体、NPOなどに事業の全部又は一部を委ねることが適当ではないか。

視点3 事業水準

時代の変化の中でサービス水準・事業規模・受益者の負担を再検証する必要はないか。

視点4 効率性

実施手法として効率的に行うことはできないか。

(イ) 局マネジメント枠対象外経費（積上げ経費）

「見積書等作成要領」に定める経費については、経費の積上げによる要求を認める。

イ 要求にあたっての留意点

(ア) 新規事業については、その効果等について検証したうえで、終了する時期または存廃を判断する時期を設定するので留意すること。

(イ) 市有建築物の新・増・改築等の整備を検討する際には、「札幌市市有建築物の配置基本方針」における総量抑制の考え方等を踏まえ、必要となる機能を精査のうえ、施設サービスの提供主体や施設整備以外の目的達成の手法について

十分検討すること。

また、整備手法や建築単価等の精査による整備コスト縮減はもちろんのこと、ライフサイクルコストについても十分留意すること。

(ウ) 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。

なお、法律で定められた補助金以外のすべての補助金に対して、合理的な期間内での終了（見直し）年度を設定すること。

(エ) 出資団体への財政的関与については、「札幌市出資団体のあり方に関する基本方針」（平成28年3月策定）に基づく見直しを継続するとともに、出資団体の財務状況等を踏まえ、出資の引き揚げや補助金の廃止・縮減等、可能なものを、見積り等に反映させること。

4 その他

(1) 予算編成過程の効率化

平成30年度予算編成においても、全庁的な予算編成及び管理の効率化を図るため、引き続き事業数の削減を進めることとしていることから、目的に類似性のある事業や少額の事業については、「見積書等作成要領」に基づき積極的に統合すること。

(2) 区との積極的な連携等

多様化する地域課題の解決に向けて、「徹底した地域主義」を実現するため、区が主体的に構築した事業を「アクションプラン」に盛り込んでいる。これまで以上に区と本庁が積極的に連携し、関連する各局において要求を行うとともに、区の予算要望システムの積極的な活用や、未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の積極的な活用を図ること。

(3) 企業会計について

企業会計の予算編成においても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応願いたい。

(4) 予算見積書の作成

平成30年度の予算見積書等は「見積書等作成要領」に基づいて、事業目的や積算根拠等をより一層わかりやすく記載するとともに、提出期限を遵守すること。

(5) 予算編成日程

平成30年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日

程は国家予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

平成29年11月 2 日（木） 見積書等提出期限

平成30年 1 月中旬 市長査定

2 月上旬 予算案記者発表